

E100 シンチグラム（画像を伴うもの）

E100 シンチグラム（画像を伴うもの）	
1 部分（静態）（一連につき）	1,300 点
2 部分（動態）（一連につき）	1,800 点
3 全身（一連につき）	2,200 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 43 号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（平成 30 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 1 号）

告示	通知
<p>注 1 同一のラジオアイソトープを使用して数部位又は数回にわたってシンチグラム検査を行った場合においても、一連として扱い、主たる点数をもって算定する。</p> <p>注 2 甲状腺シンチグラム検査に当たって、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率を測定した場合は、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算として、100 点を所定点数に加算する。</p> <p>注 3 新生児、3 歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は 3 歳以上 6 歳未満の幼児に対してシンチグラムを行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、当該シンチグラムの所定点数にそれぞれ所定点数の 100 分の 80、100 分の 50 又は 100 分の 30 に相当する点数を加算する。</p> <p>注 4 ラジオアイソトープの注入手技料は、所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>(1) 「注 3」の加算における所定点数には「注 2」による加算は含まれない。</p>